

奈良県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和七年二月四日

奈良県知事 山下 真

医療法人豊生会	株式会社BーN u t s	大和高田市南陽 町五ー一九	訪問看護ステー ション等 の名称	訪問看護ステー ション等 の所在 地	指定年月日
七ー一ー一	檀原市見瀬町六	訪問看護ステー ションS H A R K	訪問看護ステー ション等 の名称	訪問看護ステー ション等 の所在 地	令和七年一 月一日
七ー一ー一	檀原市見瀬町六	訪問看護ステー ションS H A R K	訪問看護ステー ション等 の名称	訪問看護ステー ション等 の所在 地	令和七年一 月一日
二〇〇ー二	宇陀市榛原長峯	訪問看護ステー ションS H A R K	訪問看護ステー ション等 の名称	訪問看護ステー ション等 の所在 地	令和七年一 月一日
二〇〇ー二	宇陀市榛原長峯	訪問看護ステー ションS H A R K	訪問看護ステー ション等 の名称	訪問看護ステー ション等 の所在 地	令和七年一 月一日